

令和4年度

第1回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

## 第1回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月8日(金) 午後1時30分～午後2時18分

2. 開催場所 市役所第二庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 9人

会長	10番	石井 克己
委員	2番	小沢 伊知郎
	3番	石橋 弘嗣
	4番	石田 まさ子
	5番	宇田川 忠好
	6番	太田 裕士
	7番	板橋 利行
	8番	石井 文夫
	9番	石井 利和

欠席委員 1人 1番 小川 治夫

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田 章
2番	富田 憲一
3番	岡本 好夫
4番	石井 玄徳
5番	大滝 與鷹
6番	平田 秀行

5. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 付託調査班(委員)の指名

4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

2件

議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	令和3年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査結果について	
議案第4号	令和4年度国有財産管理人について	
議案第5号	令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定について	6件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について	
	(事務局長専決分)	30件
報告第2号	地目変更登記に係る回答について	2件
報告第3号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	4件

#### 6. 農業委員会事務局職員

局長	藤城 久保
次長	舘野 裕之
副主幹	吹上 裕三
主査	大山 幹夫
主任	山崎 武敏
主事	土田 啓介

## 6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和4年度第1回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、議席1番の委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中9名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席3番の委員、議席4番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、大山主査を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。</p> <p>農政関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第5号までと、報告第1号から報告第3号までを議題といたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 今回の申請は、2件でございます。</p> <p>(1) について議案の1、2ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和4年3月22日でございます。 申請地は大野町で、地目は畑、面積は700平方メートル外3筆で合計面積は1392平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域で、3筆は農業振興地域内にある農用地区域です。 申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>(2) について議案の3、4ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和4年3月23日でございます。 申請地は大野町で、地目は畑、面積は361平方メートル外3筆で合計面積は958平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域で、2筆は農業振興地域内にある農用地区域です。 申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。 説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p>

議席 2 番の委員	調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議 長	はい、議長
議席 2 番の委員	<p>はい、議席 2 番の委員。</p> <p>現地調査は、令和 4 年 3 月 3 1 日に農地調査班第 1 班と区域 2 を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>(1) について、譲受人は、主に梨を栽培している兼業農家の方です。譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p> <p>取得後は、梨を作付けするとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>(2) について、譲受人は、主に栗を栽培している兼業農家の方です。譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p> <p>取得後は、梨を作付けするとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>第 1 班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。
議 長	事務局。
事 務 局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

	<p>(1) について、譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人の農作業従事日数は300日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>(2) について、譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人の農作業従事日数は300日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわかりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(1) について許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(1)は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(2) につい</p>

各 委 員	<p>て許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号（2）は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事務局長	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、1件でございます。議案の5、6ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和4年3月22日でございます。</p> <p>申請地は大野町で、地目は畑、面積は160平方メートルです。区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域内にある農用地区域ではありません。申請理由につきましては、道路を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきましては、ご報告をお願いします。</p>
議席2場の委員	<p>はい、議長。</p>



議 長	はい、議席2番の委員。
議席2番の委員	<p>現地調査は、令和4年3月31日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、JR市川大野駅の北東側、概ね500メートルに位置し、現況は道路になっておりました。</p> <p>農地区分については、農用区域外に位置し市街地化が見込まれる区域のうち、鉄道駅から1キロメートル以内にある第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、農用道路として使用するため被害防除施設は設置せず、汚水排水も無し、雨水は自然浸透させるとのことでございます。</p> <p>なお、許可申請以前より、申請地は農用道路として使用しており、転用後は現状のまま利用をすることから、申請者から報告書が提出されております。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事 務 局	<p>それではご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、市内で農業を営む個人です。</p> <p>申請地の隣接地には、譲受人が営む農地があり、申請地を従前より通行し</p>

	<p>ておりましたが、相続人不在の財産となっていることから、将来の管理に支障が生じる可能性があるため、申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、工事は無いためありません。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、特に問題はございません。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「令和3年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査結</p>

<p>事務局長</p>	<p>果について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第3号「令和3年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査結果」について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の7ページをお願いいたします。</p> <p>本議案は、農地法30条の規定に基づく令和3年度農地利用状況調査結果及び農地法第32条の規定に基づく利用意向調査結果について決定を求めるものでございます。</p> <p>議案第3号の「別冊」をご覧ください。</p> <p>昨年、10月12日から10月22日までの間において、農地法第30条の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員と市川市の合同で農地利用状況調査を実施いたしました。</p> <p>その結果に基づき、遊休農地所有者に対し農地利用意向調査を実施するとともに遊休農地の追跡調査を行いました。</p> <p>更に、利用意向調査の回答のない者に対しまして、本年、2月22日から農業委員及び農地利用最適化推進委員により戸別訪問を行いまして、指導してまいりました。</p> <p>その結果についてご説明いたします。</p> <p>議案第3号「別冊」の1ページをご覧ください。</p> <p>A地区からF地区の合計は、</p> <p>1号遊休農地 189筆、97,366平方メートルとなりました。</p> <p>2号遊休農地はございません。</p> <p>次に、2ページをご覧ください。</p> <p>対前年度との比較でございますが、昨年度の実績は</p> <p>1号遊休農地 278筆、143,359平方メートル。</p> <p>本年度の実績は、</p> <p>1号遊休農地 189筆、97,366平方メートル。</p>

	<p>比較しますと、89筆、45,993平方メートルの減となりました。</p> <p>減となった主な理由としましては、利用意向調査の運用が昨年度までとは変わりが、昨年度は新規発生または再発生した遊休農地を対象としておりましたが、本年度は全部の遊休農地を対象として、所有者全員を調査し、遊休農地の適正管理の指導してきたことにより減となったものと考えられます。</p> <p>次に、3ページをご覧ください。</p> <p>利用意向調査の結果でございますが、調査者対象者は124名で、回答があった者は104名、未回答者は20名でした。</p> <p>回答のあった104名の意向の内訳は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農地中間管理機構が行う農地の中間管理事業を利用しますが28名</li> <li>② 自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行うが11名</li> <li>③ 自ら耕作しますが9名</li> <li>④ その他が56名となりました。</li> </ul> <p>4ページから14ページは筆ごとの遊休農地についての情報となっております。</p> <p>説明は以上でございますが、本日の総会で本議案が決定されましたならば、</p> <p>これらの情報を千葉県に報告し、その後、千葉県から国に報告されることとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<p>なし。</p>
議長	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。</p>

各 委 員	<p>議案第3号「令和3年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査結果について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「令和4年度国有財産管理人について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事務局長	<p>議案第4号「国有財産管理人について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の9ページをお願いいたします。</p> <p>千葉県農林水産部から、国有財産管理人に推薦する候補者について、依頼があったものでございます。</p> <p>なお、国有財産管理人の設置人数は1名です。</p> <p>要件としましては、見回り業務の遂行等に支障のない健康で運転が可能な方、農地事務等に精通している方、となっております。</p> <p>業務としましては、市内にあります国有農地を定期的に見回っていただくものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、国有財産管理人の指名方法について、ご意見はございますか。</p>
議席3番の委員	<p>議長一任</p>

議 長	<p>「議長一任」との声がありました。  それでは、私から指名することとして、よろしいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。  それでは、引き続き、議席5番の委員にお願いしたいと思います。  これに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。  よって、議案第4号は、全会一致で議席5番の委員を「令和4年度国有財産管理人」に推薦する候補者に決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「令和4年度 第1次農用地利用集積計画の決定について」、6件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事務局長	<p>議案第5号「令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の11、12、13ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和4年3月22日付けで、市川市長より令和4年度第1次農用地利用集積計画（案）が、6件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p>

<p>議長</p>	<p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席6番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、議席6番の委員。</p>
<p>議席6番の委員</p>	<p>議案第5号「令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和4年3月30日に、第3班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、6件の農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>初めに1番について、借り手の方は須和田在住の方です</p> <p>宮久保在住の貸し手の方が所有する農地を解除条件付き使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、柏井町の「市川市立柏井小学校」の北側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、727平方メートルで、設定期間は、1年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第1次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして2番について、借り手の方は北方在住の方です。</p> <p>東大和田在住の貸し手の方が所有する農地を貸貸借するものです。</p> <p>申請地は、柏井町で「市川市立柏井小学校」の東側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、1,262平方メートルで、設定期間は、2年間です。</p>

	<p>現況は、良好に管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第1次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして3番について、借り手の方は曾谷在住の方です。</p> <p>国分在住の貸し手の方が所有する農地を賃貸借するものです。</p> <p>申請地は、国分で「市川市立中国分小学校」の南側に位置した畑2筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、2, 009平方メートルで、設定期間は、3年間です。</p> <p>現況は、良好に管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第1次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして4番について、借り手の方は曾谷在住の方です。</p> <p>北国分在住の貸し手の方が所有する農地を賃貸借するものです。</p> <p>申請地は、堀之内で「市川市立中国分小学校」の北側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、1, 488平方メートルで、設定期間は、3年間です。</p> <p>現況は、良好に管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第1次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして5番について、借り手の方は曾谷在住の方です。</p> <p>中国分在住の貸し手の方が所有する農地を賃貸借するものです。</p> <p>申請地は、国分で「市川市立中国分小学校」の南側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、952平方メートルで、設定期間は、3年間です。</p> <p>現況は、良好に管理されておりました。</p>
--	--



	<p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第1次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして6番について、借り手の方は大町在住の方です。</p> <p>曾谷在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、柏井町で「市川市立第五中学校」の南側に位置した田2筆、現況は「樹園地」でございます。</p> <p>面積は、1,050平方メートルで、設定期間は、3年間です。</p> <p>現況は、良好に管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第1次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p>
	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p>
	<p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席9番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>議席9番の委員。</p>
議席9番の委員	<p>1番の解除条件付き使用貸借とは、どのようなものか。</p>
	<p>また、6件中2件に借賃の金額が入ってないものがあるが、まだ決まっていないとのことか。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事 務 局	<p>農地の適切な利用が行われていなければ解除もできるということです。</p>

議長	6件中の2件は、使用貸借契約のため金額の記載がありません。 よろしいですか。
議席9番の委員	はい。
議長	他にございませんか。
各委員	なし。
議長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第5号「令和4年度 第1次農用地利用集積計画の決定について」、1番から6番について原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。  以上で議案の審議は、終了いたしました。  次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局長専決分)、30件ございます。 事務局より、報告いたします。
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	報告第1号

	<p>「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案の15ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和4年3月1日から3月31日までに届出がされたものであり、</p> <p>農地法第4条の届出は、</p> <p>13件、20筆、5,779.41平方メートル、</p> <p>第5条の届出は、</p> <p>17件、23筆、3,313.87平方メートルで、</p> <p>第4条と第5条の合計は、</p> <p>30件、43筆、転用面積は9,093.28平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては、16ページから21ページまでの記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、2件でございます。事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第2号</p> <p>「地目変更登記に係る回答について」、報告いたします。</p> <p>議案の23ページ、24ページをお願いいたします。</p> <p>(1)については、令和4年2月25日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は二俣、面積は6.28平方メートルで市街化調整区域に位置</p>

議 長	<p>しており、登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。</p> <p>本件に係る申請状況は、昭和56年3月4日に農地法第4条に基づき、「貸テニスコート場及びクラブハウス」を目的に転用許可がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和4年3月10日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。</p> <p>(2)については、令和4年3月22日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は大野町、面積は81平方メートル外1筆、合計面積は197平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「公衆用道路」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。</p> <p>本件に係る申請状況は、昭和45年1月24日に農地法第5条に基づき「道」及び農地法第4条に基づき「貸家」を目的に転用許可がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和4年3月31日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「公衆用道路」と記載した上で回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
-----	--

事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第3号</p> <p>「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p> <p>議案の25ページ、26ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和4年2月10日から3月14日までに申請のあった4件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和4年度第1回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。